

令和7年7月31日

岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領の改定について

お知らせ

監理検査課

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のため、週休2日工事を実施しているところですが、週休2日工事の取組をより一層推進するにあたり、国土交通省等の取組が変更となったことから、次のとおり改訂することとしましたのでお知らせします。

1 積算について

土木工事、土地改良工事では、月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成しますが、月単位の週休2日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更します。

森林土木工事では、通期の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成しますが、月単位の週休2日を達成した場合は、精算時に補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更し、通期の週休2日の達成をすることができなかった場合は、補正なしとして変更します。

港湾・漁港工事では、週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成するものとし、週休2日を達成できなかった場合は、補正なしとして変更します。

3 週休2日の補正係数について

別添のとおり補正係数を変更します。

4 適用

単価適用日が令和7年8月1日以降単価適用の工事に適用します。

5 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課

TEL 086-803-1368